

医療法人慶友会 城東病院

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人慶友会が開設する医療法人慶友会 城東病院 通所リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、理学療法士・作業療法士等（以下「事業所職員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、居宅サービス計画等に沿った指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所職員等は、要介護度の利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人慶友会 城東病院 通所リハビリテーション
- 2 所在地 山梨県甲府市城東4丁目13番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。**管理者不在の際は予め選任した代行者がその任にあたる。**
- 2 医師 1名以上
医師は、理学療法士等と共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画等の作成及び相談にあたる。
- 3 理学療法士・作業療法士 1名以上
理学療法士・作業療法士は、医師と共同して利用者ごとの実施計画等を作成しその実施にあたる。
- 4 看護職員 1名以上
看護職員は、利用屋に対して看護全般の提供にあたる。
- 5 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者に対して介護全般の提供にあたる。
- 6 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者に対して栄養全般の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日、12月30日から1月3日の間は休みとする。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間・半日型(午前1単位):午前9時00分～午後1時10分
・半日型(午後1単位):午後1時00分～午後4時10分
・1日型(1単位):午前9時00分～午後4時10分
- 4 サービス延長時間 午前8時15分～午前9時00分(提供開始前)
午後4時10分～午後5時15分(提供開始後)

(指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員 (半日型)2単位:20名(予防を含む)

(1日型)30名(予防を含む)

(指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の内容として、日常生活の支援や生活行為の為のリハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕が法定代理受理サービスであるときは、その1割、2割もしくは3割の額とする。

2 利用者又はその家族等の自由な選択に基づき提供する便宜につき、次の通りその実費を徴収できるものとする。

- 1 自動車利用の場合の通常の事業の実施地域外の送迎
通常の事業の実施地域を超える地点から1kmごとに50円(片道税込)
- 2 おむつ代(実費)
- 3 その他通常必要となるもので利用者負担が適当と判断される費用(実費)
- 4 食事代:普通食 660円(非課税):介護食 770円(非課税):特別食 825円(非課税)

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、甲府市内全域。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供時間内に事業所内にてサービス提供をうけるため、原則、事業所職員等の許可なく施設の外へ出てはならない。

- 2 利用者は、施設内の設備機器等を許可なく操作してはならない。
- 3 利用料については、月に一度発行する請求書に従い速やかに支払うものとする。
- 4 利用者は、他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 その他、事業所で定める事項については遵守しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所職員等は、指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕を実施中における災害発生の対策は、防火管理者を配置し別に定める「医療法人慶友会 消防計画」に基づき行うものとする。また、定期的に避難、救出訓練を実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第12条 指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕事業所は、事業所職員等の質的向上を図るための研修(認知症介護に係る基礎的な研修を含む)の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 6 か月以内
- 2 継続研修 年 1 回
- 2 事業所において、次に掲げる措置を行う。
 - 1 虐待防止のための指針に基づき、虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修を定期的に開催する。また高齢者虐待防止措置を適正に実施するために担当者を設置する。
 - 2 感染症防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、感染症防止のための研修を定期的に開催する。
 - 3 感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。また定期的に業務継続計画を見直す。
 - 4 適切な通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に研修を行う。
 - 5 利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為(以下「身体的拘束」という)は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(個人情報)

第13条 事業所職員等は、業務上知り得た利用者の個人情報については厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提供、遺漏してはならない。第三者に情報提供する場合は、利用者の同意を得て行う。

第14条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は代表者と事業所の管理者の協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成24年4月2日から施行する。

平成30年 4月1日 名称変更の為一部改訂。

令和 元年10月1日 交通費変更の為一部改訂。

令和 2年 1月1日 サービス提供時間、利用定員変更、食事代追加の為一部改訂。

令和 3年 2月1日 職員の職種、員数及び職務内容変更の為一部改訂。

令和 3年 6月1日 サービス提供時間、利用定員変更の為一部改訂。

令和 4年 8月1日 運営についての留意事項を追加の為一部改訂

令和 6年 4月1日 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
運営規定の統合と、内容の一部変更(虐待防止について、身体拘束について)の為改訂。

令和 7年 2月1日 利用定員変更の為一部改訂

令和 7年 4月1日 管理者不在時の代行者の選任、営業日変更（土曜日営業）、
サービス提供時間延長の為改訂。